

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成20年12月
(第2回訂正分)

ホシザキ電機株式会社

ブックビルディング方式による募集における募集株式数及びブックビルディング方式による売出しにおける売出し株式数等の変更に伴い、金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年11月28日に東海財務局長に提出し、平成20年12月2日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成20年11月6日付をもって提出した有価証券届出書及び平成20年11月20日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集11,000,000株から7,900,000株への変更及びブックビルディング方式による売出し6,222,900株（引受人の買取引受による売出し4,022,900株・オーバーアロットメントによる売出し2,200,000株）から3,622,900株（引受人の買取引受による売出し2,122,900株・オーバーアロットメントによる売出し1,500,000株）への変更並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を平成20年11月28日開催の取締役会において決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄内の数値の訂正>

「普通株式」の「発行数（株）」の欄：「11,000,000」を「7,900,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 平成20年11月6日及び平成20年11月28日開催の取締役会決議によっております。
2. 上記とは別に、平成20年11月6日及び平成20年11月28日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,500,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
また、野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資に関しては、平成20年11月6日に有価証券届出書を、平成20年11月20日及び平成20年11月28日に有価証券届出書の訂正届出書をそれぞれ東海財務局長に提出しております。

2【募集の方法】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行数（株）」の欄：「11,000,000」を「7,900,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「7,012,500,000」を「5,036,250,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「4,006,750,000」を「2,877,575,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行数（株）」の欄：「11,000,000」を「7,900,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「7,012,500,000」を「5,036,250,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「4,006,750,000」を「2,877,575,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 仮条件（750円～800円）の平均価格（775円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は6,122,500,000円となります。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「野村證券株式会社」の「引受株式数(株)」の欄：「8,746,800」を「6,396,800」に訂正

「三菱UFJ証券株式会社」の「引受株式数(株)」の欄：「901,300」を「601,300」に訂正

「大和証券エスエムビーシー株式会社」の「引受株式数(株)」の欄：「901,300」を「601,300」に訂正

「東海東京証券株式会社」の「引受株式数(株)」の欄：「450,600」を「300,600」に訂正

「計」の「引受株式数(株)」の欄：「11,000,000」を「7,900,000」に訂正

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「8,013,500,000」を「5,755,150,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄：「7,933,500,000」を「5,675,150,000」に訂正

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額5,675,150千円については、設備資金に充当する予定であります。

(注) 2. 「1 新規発行株式」の(注) 2. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限1,083,750千円については、設備資金に充当する予定ではあります。具体的な使途が決定するまでは安全性の高い金融商品での運用を行う予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出数(株)」の欄：「4,022,900」を「2,122,900」に訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「3,117,747,500」を「1,645,247,500」に訂正

「ブックビルディング方式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：「名古屋市瑞穂区春山町9番地-1 坂本精志 1,000,000株」を「名古屋市瑞穂区春山町9番地-1 坂本精志 200,000株」に訂正するとともに「名古屋市瑞穂区春山町9番地-1 有限会社新星コーポレーション」の次に移行
「名古屋市緑区鳴海町字宿地83 坂本くに 500,000株」を「名古屋市緑区鳴海町字宿地83 坂本くに 200,000株」に訂正

「名古屋市天白区元八事五丁目55 富田祐子 293,500株」を「名古屋市天白区元八事五丁目55 富田祐子 143,500株」に訂正

「名古屋市緑区神の倉二丁目29番地の2 真木芳子 270,000株」を「名古屋市緑区神の倉二丁目29番地の2 真木芳子 140,000株」に訂正

「名古屋市天白区塩釜口一丁目657-11-110号 稲森礼子 240,000株」を「名古屋市天白区塩釜口一丁目657-11-110号 稲森礼子 120,000株」に訂正するとともに「名古屋市天白区元八事五丁目55 富田誠」の次に移行

「名古屋市瑞穂区春山町9番地-1 坂本春代 500,000株」を「名古屋市瑞穂区春山町9番地-1 坂本春代 100,000株」に訂正するとともに「名古屋市緑区神の倉二丁目29番地の2 真木實」の次に移行

「計(総売出株式)」の「売出数(株)」の欄：「4,022,900」を「2,122,900」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「3,117,747,500」を「1,645,247,500」に訂正

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出数（株）」の欄：「2,200,000」を「1,500,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,705,000,000」を「1,162,500,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：「東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 2,200,000株」を「東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 1,500,000株」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出数（株）」の欄：「2,200,000」を「1,500,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,705,000,000」を「1,162,500,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成20年11月6日及び平成20年11月28日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,500,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所若しくは名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である坂本精志（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成20年11月6日及び平成20年11月28日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式1,500,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 <u>1,500,000株</u>
(2)	募集株式の払込金額	1株につき637.50円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	割当価格を基礎とし、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。（注）
(4)	払込期日	平成20年12月18日（木）

(注) 割当価格は、平成20年12月1日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)